

神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 令和 8 年度第 1 回専門部会

1. 日 時 令和 8 年 6 月 19 日（金） 午後 1 時 28 分～午後 2 時 42 分

2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 大会議室

3. 出席委員 神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

専門部会に属する委員及び専門委員（敬称略 6 名中 5 名出席）

委員 上村、河端、末田

専門委員 鈴木、金田

神戸市（事務局） 八乙女福祉局長、小寺福祉局副局長、

小林国保年金医療課長、

八尾保健事業担当課長

細川管理担当課長

池田係長、高橋係長、井上係長

I 国民健康保険の県内保険料統一に向けた市基金の活用方法について

●事務局 資料説明（前半：資料① 3 ページ 項目 5 まで）

（質問等）

○部会長

令和 11 年度末の基金残高見込み 45 億円とあるが、今後の剰余金発生の可能性について確認したい。

●事務局

保険料率は決算収支が均衡するよう設定しているが、医療費や加入者数の変動など不確定要素が多く、剰余金が発生するかどうかは見通せない。

○委員

県基準への移行により減免対象から外れる方への対応が、基金活用案に含まれているか確認したい。

●事務局

県基準への移行後は、現行の市減免制度を基金で継続することはできない。案②において令和 11 年度まで現行の市減免基準を維持することで影響を緩和する案をお示ししている。

○委員

基金 45 億円は令和 12 年度までに使い切ることを前提としているのか。また、県から統一後の基金活用について方針が示されているのか。

●事務局

現時点では基金を使い切ることを基本としているが、一部を将来の保健事業へ残すことも含めて議論いただきたい。また、県から基金活用に関する方針は示されていない。

○部会長

県内統一後は基金を保険料軽減や減免には使えず、保健事業等に限られるとの理解でよいか。

●事務局

保険料に影響しない保健事業等に限られる。

●事務局 資料説明（後半：資料① 3 ページ 項目 6 から資料① 10 ページまで）

（質問等）

○委員

案②における市減免基準の継続と独自控除の激変緩和措置との関係を確認したい。

●事務局

独自控除の激変緩和措置は減免基準と別の制度である。独自控除の激変緩和にかかる費用は別途見込んでおり、その費用を差し引いたうえで 45 億円が活用対象となる。

○委員

減免制度の継続によって収納率を維持できるという記載について、その考え方を確認したい。減免があることで納付が可能となる世帯がいるため、収納率維持につながるということか。

●事務局

そのとおりである。

○委員

県基準への移行によって減免対象者が減少するとされているが、どのような層が影響を受けるのか。

●事務局

保険料の所得激減減免が影響を大きく受けると見込んでいる。定年退職により社会保険から国民健康保険へ移行する方が主な対象である。

○委員

基金はこれまで被保険者が負担してきた保険料の積立金であることから、広く加入者へ還元する考え方も重要ではないか。均等に全体に渡るように配るのがよいが、その中で低所得者に配慮する場合は、平等割や均等割を手厚くしてはどうか。もしくは、案③のように減免基準と合わせるなど加入者への還元がされるのがよいのではないか。

○部会長

基金の性質を踏まえ、どのような形で加入者へ還元するかという視点も重要であると思う。

○委員

令和 12 年度以降に剰余金が発生した場合は、県が管理する基金へ積み立てられるのか。また、保健事業へ基金を残す意義について確認したい。

●事務局

令和12年度以降の剰余金は県基金へ積み立てられる。また、将来的な健診事業等の拡充に備えるという考え方もあるが、具体的な事業がなければ基金を残す意義について議論が必要である。

○委員

将来的に保健事業についても県が主体となっていくのか。

●事務局

現時点では保健事業の主体は市町であり、引き続き神戸市が取り組んでいくと考えている。

○委員

被保険者の立場では保険料の増減が大きいことは負担感につながるため、早めに制度移行を進める考え方もあると感じる。また、保健事業の充実については医療の進歩により、様々な病気が早期発見できるようになっていることから、健診項目の充実も考えられるが、優先順位については慎重に考える必要がある。

○部会長

案④による新たな保健事業は基金がなくなれば継続できなくなることから、その点も踏まえて検討する必要がある。

○委員

案④は魅力的な面もあるが、基金枯渇後の継続性に課題があり、現時点では選択しにくい。

○委員

案①では減免制度が令和9年度に変更されるため、保険料だけでなく減免制度変更の影響も考慮する必要がある。しかし、例えば、月に千円や数百円であれば、基金を活用して保険料が下がっても、基金が使われていたことに気づかないかもしれない。

基金はできるだけ早く広く加入者へ還元することが望ましいが、案②や案③による

影響緩和策にも一定の意義がある。

○委員

定年退職後に減免対象外となる世帯への影響は大きく、制度変更までの周知・準備期間を確保できる案③にもメリットがある。

●事務局

実際に窓口では定年退職後の保険料負担に関する相談がある。減免制度が縮小する
よる影響があるため、案として提示している。

○部会長

基金の還元と制度移行時の負担平準化の双方を考慮する必要があり、どのような世帯にどの程度影響が生じるのか把握できる資料が必要である。

●事務局

所得水準や世帯構成ごとの影響が分かる資料を作成し、第2回専門部会までに可能な限り提示したい。

○部会長

制度移行による急激な負担変化をできるだけ抑える観点も重要ではないか。

○委員

その考え方に賛同する。

○委員

被保険者には県内統一の仕組み自体が十分理解されていないため、負担の急激な変化を避けることが重要ではないか。

○委員

負担増はできるだけ緩やかな方が望ましい。

○委員

基金を活用していたことにより、令和12年度の保険料が増加する。これが県統一化によるものだと受け止められる可能性があるのではないか。

○部会長

物価高対策という観点から、基金を活用して早急に保険料を引下げる方法もあるが、基金は無限にあるわけでない。将来的に保険料が上がっていくなかで、県統一化に向けてどうつなげていくかが大事ではないか。

還元と平準化の両方の観点から検討する必要がある、次回は、各世帯への影響を示す資料を踏まえて判断していきたい。また、案④については継続性の課題が大きいことから、案①及び案③を中心に検討を進めたい。

●事務局

次回までに部会長とも相談しながら複数のケースを分かりやすく整理した資料を作成し、可能であれば第2回専門部会前に委員へ提供したい。

○部会長

本日の議論を終了し、次回専門部会で引き続き検討を行う。